

不正確なる發端に對して不當なる報酬を得てゐるかの様に言ひ傳へられますが吾々は決して斯る不當なる要求をするものでないと云ふ事を改めて御断りしなければならぬ。

現在當局の施政の上にも一大改革を要する幾多の諸事項あるにも拘らず等に關しては全然顧る處なく收入減の爲市電財政難との全責任と之が全責擔を吾々從業員にのみ轉嫁せんとしつゝある事は大なる誤りである尙ほ後斯の如き見解のもとに事業運行の任に當るなれば市電氣局経済は愚か事業の圓滑なる本質を失き果ては大横濱市の發展を粗鄙し遂には電氣局財政の窮屈を必然的に招來するが如き重大なる結果となるのであらう事を吾々相長するものである。

斯る見地から邇に當局理事者諸氏の反省を促すと共に吾々の今回の陳願は決して暮新しく待遇改善と云ふが如きものではなく我々多年幾多の権利を拂ひ獲得したるものに剝奪されると實ふ事は人間としての生活権保護のため忍び得ず茲に實行員會の會議に依り諸條項を茲に再陳願するものである。

吾等の信する電氣局理事者は宜歎人等の

理由 現在ノ標準時間ハ最大限度アリ事故、

障礙及ビ乗客取扱ヒ上ノ因到ナル注意及ビ替代ニ更スル時分ヲ適當承認セラレタシ

四、各出張所々屬系統毎ニ乗務手當ヲ公平ニ分配セラレタシ

理由 各出張所々屬系統ニ依テ乗務部分及乗客

收入ノ割合シク相違アル系統受持者ニモ乘務手當

ヲ公平ニ分配セラレタシ

付並運動者ノ○、七掛ヲ撤廃セラレタシ

五、乗務手當最高拾圓制撤廃

六、非乗務者ニ勤務手當支給セラレタシ

理由 勤務手當規定ハ勤務ノ合理化ヲ目的トスルモノナレバ非乗務者ト勤務者紙面トシフ同一ニ支給セラレタシ

七、共済會訴議員ノ非乗務ヲ認メラレタシ

理由 共済組合ノ目的及ビ價值ハ云フ迄テモナク活々組合員ノ必要ナルモノアリ然ニ現在ハ其ノ内容及便宜其ノ他ニ於テ過度ノ料多々アリ共ノ資質ハ實ニ當メ共済組合訴議員ヲシテ端金ヲ期スベ事ハ目下ハ會議ヲアル

理由 當市ハ夏期ノ繁華及乗客輸送能率カラ見テモ從業員ノ精神的疲労ヲ緩和セサハ事業ノ發展ニ一大關係ノモノナレバ夏期手當ヲ從前通り支給セラレタシ

工務

一、精勤手當 従来通り支給セラレタシ

理由 我々多年社會費用ナル收入ニシテ事業獎勵ノ上ニ合理的手當ト考ヘル故從來通り支給セラレタシ

一、精勤休暇 従来通りセラレタシ

理由 我々ハ勤務ハ常ニ危險地帶ニ於テ從事スル故精神的ニモ非常ニ消耗アリスル故從來通り休暇ヲ支給セラレタシ

昭和六年壹月貳拾參日

日本交通労働總團體

横濱市電從業員共和會實行委員

横濱市電氣局長

永田兵二郎殿